

2021年12月13日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京保険医協会 会長 須田 昭夫
病院有床診部長 水山 和之

新型コロナウイルス感染第6波に向けた医療体制整備に関する要望書

新型コロナウイルス感染第5波では災害レベルの感染急拡大で病床が逼迫する中、国及び東京都は改正感染症法に基づく協力要請を発出（8月23日）されました。当会は医療現場の実態および課題を明らかにするため、当会所属の病院会員にアンケート調査を行い、以下の課題が明らかとなりました（別添「新型コロナウイルス病床確保等への要請を受けての病院調査結果・概要」参照）。

第一に、新型コロナウイルス感染症に対応する病床の確保および都の要請する施設への人材派遣に応えるためには、構造上および人員の課題があり、感染症に対するスキルや余裕のある人員配置が不可欠です。新型コロナウイルス感染患者の受け入れによって「一般救急患者の受け入れが困難になる」ことや、受け入れた場合に「重症化した際の転院先が確保できない」との回答が相当数寄せられました。

第二に、国および都の協力要請では「不急の入院・手術の延期などの通常医療の制限」も視野に入れた上での新型コロナウイルス感染症対応が求められましたが、一般患者の生命予後に「重大な影響がある」「医療連携等でも影響はさげられない」との回答が9割にのぼりました。また、制限を回避するためにも、「新型コロナウイルス感染症だけでなく通常医療についても連携強化が必要」、「公的・公立病院を中心にコロナ専門病床を集中し、スタッフを養成すべき」との意見が多数出されました。

10月13日、都立・公社病院を独法化するための「定款」議案が東京都議会第3回定例会議で可決されました。新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる病院だけでなく、回復期支援病院が安心して受け入れを行うためにも、重症者を受け入れる病院の確保は欠かせません。この間の新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに関しては、都立・公社病院が大きな役割を果たしました。今必要なことは、独法化するための議論ではなく、第6波に向けて都立病院の役割をいかに発揮するかの議論ではないでしょうか。都民のいのちと健康を守るために、以下のことを要望いたします。

記

- 一、第6波に向けて、新型コロナウイルス感染患者の軽症・中等症を受け入れて、都が整備した施設の運営に協力するためには、重症者の受け入れ病床を確保してください。
- 一、新型コロナウイルス感染医療に限らず、通常医療がおろそかにならないよう、医療連携に対する十分な支援を行ってください。
- 一、都立・公社病院の独法化に関する議論は一旦中止し、都立・公社病院を中心とした医療連携体制を整備することに全力を尽くしてください。

以上